

ひだまり通信

【発行】 特定非営利活動法人 在宅支援センターサポートランド21
在宅支援センターひだまり 【Email】 hidamari33@sand.ocn.ne.jp

2019 12月号
VOL. 136

〒814-0162
福岡市早良区星の原団地32-104
TEL 092-874-5003
FAX 092-874-5009

ヘルパーのみなさま、連日の支援ありがとうございます。

師走とよばれる月になり、クリスマスや忘年会、大掃除などのイベントが増え、なにやらソワソワした雰囲気を感じられるようになりました。朝夕は冷え込むことがおおくなり、なかなか布団から出るまでに時間がかかっていませんか。先日はサポートランド忘年会にご参加いただき誠にありがとうございました。催し物は楽しんでいただけましたでしょうか。日々勤務いただいている皆様の一時の笑いになれば幸いです。

さて、12月1日より改正道路交通法が施行されました。内容としてはながら運転に対する罰則が厳しくなっています。ながら運転とは、主にスマートフォンなどを持ちながら・通話をしながら・メールを確認しながら、という行為を指します。携帯電話が普及しはじめた当初から、「運転中に通話をすると危険だ」と指摘されてきました。現在の道交法は、ながら運転に対する違反点を保持と交通の危険に分けて違反点数を設定しているそうです。“保持”とは、通話をしていたり、画面を注視している状態を指し、違反点数は1点、罰則は5万円以下の罰金、反則金は普通車6000円などとなっています。“交通の危険”は、通話や画面を注視していたために交通の危険を生じさせる行為。違反点数は2点、罰則は3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金、反則金は普通車9000円などです。

改正後はどうなるのかというと、保持の場合、違反点数は3点、罰則は6ヵ月以下の懲役または10万円以下の罰金、反則金は普通車1万8000円に引き上げられます。簡単にいうと、3倍厳しくなるということです。ただし、保持の場合の罰則は、【違反を繰り返した場合に適用される可能性がある】というレベルです。

交通の危険の場合、違反点数は6点、罰則は1年以下の懲役または30万円以下の罰金。反則金を取れば済む交通反則通告制度の適用外になり、刑事手続きの対象事案になってしまいます。違反点数6点という設定は、無保険、無車検などと点数上は同じ扱いで前歴なしのドライバーでも即座に免停30日になります。なお、保持の場合の違反点数3点は、前歴2回のドライバーだと免停120日ということになってしまいます。

当法人のブログ活動の様子はホームページでもご紹介しています。Supportland21.jp もしくは「わくわくランド福岡」で検索してください。「在宅支援センターひだまり」のページからは「ひだまり通信」が…わくわくランドのページからは「わくわくランドニュース」とときめきウェブサイトからは「スタッフブログ」に飛ぶことができます。また、今津特別支援学校の放課後等支援事業「ほのぼのルーム」のページもできていますので、ぜひご覧ください。日々の活動とエピソードを紹介していきますので、「お気に入り」に追加していただき、毎日ワンクリックのご支援をお願いいたします。

インフルエンザやノロウイルス、ロタウイルス、RSウイルスなどの感染症が流行してくる季節となりました。大人はもちろんですが、子供が感染し家族に飛び火するといった経路からも注意が必要です。感染経路としては、経口・接触感染、飛沫感染が挙げられます。

今回は感染を防ぐための有効手段として手指消毒を取り上げていきたいと思います。

○手洗い、消毒はなぜ必要？

食事の前やトイレの後、外出から帰ってきたときなどに、毎回手を洗うのは正直面倒だな...と思ったことはありませんか。手を洗う目的は2つあります。一つは、自分自身を感染から守ること。もう一つは、病気の原因となる細菌やウイルス(病原体)が広がる事を防ぐことです。私たちは無意識のうちに、何度も鼻や口元を手で触ったり、目をこすったりしています。また、日常生活空間には、ドアノブや電気のスイッチ、リモコン、冷蔵庫のドアや家具の扉など、頻繁に触れる場所がたくさんあります。病原体の付着した手でこうしたものに触れば、思わぬ感染症を引き起こしたり、人の手を介して部屋のあちこちに拡散させる恐れがあります。手洗いと手指の消毒は、医療従事者の間では当たり前に行われている、最も基本的で効果の高い感染対策です。みなさんも日ごろから手を清潔に保つように心がけてください。

○感染対策のプロフェッショナルが実践する「標準予防策」

医療の現場で実践されている「標準予防策(スタンダードプリコーション)」を知っていますか?もともとはアメリカ疾病管理予防センターが提唱したもので、日本でも取り入れられています。標準予防策の原則は、手指衛生や防護服の着用といった感染予防を、感染症の有無にかかわらずすべての人に対して行うことです。どんな人の血液や体液、分泌物(汗以外)、傷ついた皮膚、粘膜にも、感染する微生物がいるかもしれない、という考え方に基づいて感染対策を行っているわけです。家庭や学校、職場でも参考にしてみませんか。症状がなくても、ウイルスや病原体は「目に見えないだけで、そこにいるんだ」という前提で、普段からこまめに手を洗うことを習慣にしましょう。



かける時間の目安は40~60秒。工程は9つあります。

1. 手をぬらして液体石けんなどを手のひらにとって泡立てます。
2. 手のひらと手のひらをこすります。
3. 右手のひらで左手の甲を、左手のひらで右手の甲をこすります。
4. 指を組み合わせ、指の間をこすります。
5. 右手の爪は左の手のひらに当ててこすり、左手の爪は右の手のひらに当ててこすります。
6. 左右の親指を、それぞれ反対の手のひらで包むようにこすります。
7. 指先を手のひらの中央に当て、円を描くようこすります。
8. 流水であらい流し、蛇口を閉めるときは素手で触れずに手をふいたペーパータオルを使います。
9. 手は完全に乾燥させます。

☆訪問記録変更・紹介キャンペーンのお知らせ☆

訪問記録について

令和2年1月分より移動支援でご利用いただいていた訪問記録の書式を下記のものに変更させていただきます。記載方法は以前のものと大きな変更はございませんが、外出を伴う介護サービス（移動支援・同行援護・行動援護）をレ点でチェックいただくようお願い申し上げます。

在宅支援センターひだまり 外出活動記録									
<input type="checkbox"/> 移動支援 <input type="checkbox"/> 同行援護 <input type="checkbox"/> 行動援護									
<small>※行動援護支援時に普段と異なる内容があった場合は必ず備考・特記事項に記載</small>									
利用者氏名:									印
サービス提供日		年 月 日 ()			ヘルパー氏名		責任者印		
時間	:	~	:	控除時間	:	算定時間	:		
提供時間(:)		活動内容							
		目的地(用件等)			利用した交通機関(区間)・控除時間・備考				
支援の流れ	:	↓			公共交通機関 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 電車・地下鉄 <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> その他 区間(~) <input type="checkbox"/> 徒歩				
	:	↓			公共交通機関 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 電車・地下鉄 <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> その他 区間(~) <input type="checkbox"/> 徒歩				
	:	↓			公共交通機関 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 電車・地下鉄 <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> その他 区間(~) <input type="checkbox"/> 徒歩				
	:	↓			公共交通機関 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 電車・地下鉄 <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> その他 区間(~) <input type="checkbox"/> 徒歩				
	:	↓			公共交通機関 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 電車・地下鉄 <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> その他 区間(~) <input type="checkbox"/> 徒歩				
	:	↓			公共交通機関 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 電車・地下鉄 <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> その他 区間(~) <input type="checkbox"/> 徒歩				
	:	↓			公共交通機関 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 電車・地下鉄 <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> その他 区間(~) <input type="checkbox"/> 徒歩				
	:	↓			公共交通機関 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 電車・地下鉄 <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> その他 区間(~) <input type="checkbox"/> 徒歩				
	:	↓			公共交通機関 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 電車・地下鉄 <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> その他 区間(~) <input type="checkbox"/> 徒歩				
	特記事項								
									引継ぎ印

移動支援・同行援護・行動援護によって□内にレ点を
お願いいたします。

使用した公共交通機関の□
内にレ点をチェック。また使
用区間を(~)内に記載を
お願いいたします。

備考欄・特記事項欄は今まで通
り支援内容や、特に気になる場
面等の記載をお願いします。
特に行動援護の方の場合は通
常時と異なる場面があった場
合は必ず記載をお願いいたし
ます。

前回サービス時の訪問記録を
確認し、内容を理解したのち、
引継ぎ印をお願いいたします。



紹介キャンペーンについて

在宅支援センターサポートランド二十一・在宅支援センターひだまりではヘルパーさん紹介キャンペーンを実施することとなりました！ご紹介いただいた方の資格・勤務時間をもとに最大1万円の手当を紹介元の方にお支払いさせていただきます！！

詳しくは各事業所管理者までご連絡ください！！お待ちしております！！